

平成 27 年 2 月 3 日

会 員 各 位

公益社団法人下関法人会
会 長 松 村 久



会員会費(年額)の改訂について
(お知らせ)

時下、会員の皆様方には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当法人会事業運営にはご支援、ご協力を賜わり心より厚くお礼申し上げます。

さて、当会は、昭和 57 年 1 月 18 日社団法人として設立許可され以後、平成 24 年 4 月 1 日公益社団法人に移行して現在に至るまで、その管理下は国から県へと変わりましたが、一貫して税のオピニオンリーダーとしての基本理念を貫き、事業を推進して参りました。

会員の皆様方には既にご周知のとおり、当会は、福利厚生制度の手数料収入及び、会員の皆様からいただいております会費のみで運営しており、その他補助金等の受け取りは一切ございません。

また、設立以来会費の変更は行わず、全国的に見ても低額を維持し、今日まで努力して参りましたが、平成 20 年度公益法人制度改革による会計基準の見直し、また会費収入の減少により、会員の皆様へのサービス低下や事務局の運営にも支障をきたしております。

つきましては、平成 26 年度定時総会において承認可決致しました、「会費規程」の施行案のとおり、平成 27 年度分より会費(年額)を変更させていただく事となりました。

会員の皆様には、諸費ご多用のところ誠に恐縮に存じますが、今後は会員事業のサービス向上に努めて参りますので、今一度ご確認いただき、何卒ご理解賜わりますようお願い申し上げます。

記

1. 会員会費(年額)について

会員種別	判断基準 (改訂後)	会費(年額)	
		現 行	改訂後
正 会 員	・ 登記上の法人とその系列法人	3,600 円	5,000 円
	・ 当会管轄内に本店の無い法人の支店・ 営業所等 (但し 1 事業所のみ)	1,000 円 (注)	5,000 円 (注)
賛助会員	・ 法人格のない個人・団体	3,600 円	2,000 円
	・ 正会員以外の法人の支店・営業所 (複数可)	1,000 円 (注)	2,000 円 (注)

(注) 現在、正会員でも一部会員様について改訂後は、賛助会員となる場合があります。

また、現在、系列法人及び支店・営業所加入で、会費(年額)が 1,000 円の一部会員様については、改訂後は 5,000 円となる場合がありますのでご了承ください。

※ なお、年会費についてご不明な点等ございましたら、法人会事務局までご連絡をお願い申し上げます。

ご連絡先 公益社団法人下関法人会事務局
T E L 083-232-6235